

F C 弥彦 jr 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「F C 弥彦 jr」と称する。

(基本理念)

第2条 本会は、練習を通してサッカーの楽しさを学びながら、体力の向上、チームワークの大切さを身体で感じられるようになること及び練習試合、公式戦、ローカル戦等に参加することで友達の輪と視野を広げることが目標とし、サッカーが文化として地域に根ざすことを理想とする。

(事業)

第3条 本会は、会員相互が融和・団結し、前条の理念を達成するための事業を行う。

第2章 会員及び役員

(会員)

第4条 本会は、以下を会員とする。

- (1) 年長・年中の保育園児(以下「U6」という)
- (2) 6歳から12歳までの小学生(以下「U12」という)
- (3) U6の保護者
- (4) U12の保護者
- (5) その他、本会の基本理念に賛同して入会したもの

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 監事 1人
- (3) 学年代表 各学年の保護者から1人ずつ(但しU6は1人でもよい)
- (4) 庶務担当 若干名
- (5) 会計担当 若干名

(役員を選出)

第6条 役員は総会において選出する。ただし、監事は5学年の学年代表が兼務する。

(役員の仕事)

第7条 代表は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 監事は、この会の会計を監査する。
- 3 学年代表は、学年ごとの会務を処理する。
- 4 庶務担当は、この会の庶務を処理する。
- 5 会計担当は、この会の会計を処理する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 9 条 会議は、総会及び役員会とし、代表が招集する。

(総 会)

第 1 0 条 総会は、全会員 (U 6、U 1 2 は除く) をもって構成し、毎年度 4 月に開催する。

2 代表は臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第 1 1 条 役員会は、第 5 条の役員をもって構成する。

2 役員会は必要に応じ、随時開催する。

(会議の議決)

第 1 2 条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決する。

第 4 章 会 計 等

(経 費)

第 1 3 条 本会の経費は、会費及び寄付金並びにその他の収入等で支弁する。

(会計年度)

第 1 4 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日とする。

(損害補償等)

第 1 5 条 損害補償等については、本会が契約している保険の補償範囲内とする。

第 5 章 規約の変更

(規約の変更)

第 1 6 条 この規約を変更する場合は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

付 則

この規約は、2 0 0 5 年 4 月 1 日より適用する。

この規約は、2 0 1 0 年 5 月 1 6 日より適用する。